

第6期分別収集計画

(平成23年度～平成27年度)

平成22年6月

苫小牧市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の種類区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	6

1 計画策定の意義

当市のまちづくりは、理想の都市「人間環境都市」の実現にあるが、これは豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な環境の中で、すべての市民が持てる能力を発揮しながら共いきいきと暮らし、未来に向かってたくましく歩むまちをつくることである。

市民の健康で快適な潤いのある生活環境の創造と、将来にわたる地球規模の資源枯渇の問題を考えると、近年の大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式を見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが大切である。

また、我が国の廃棄物処理は、最終処分場のひっ迫からほとんどの自治体が焼却を中心としたごみ処理を推進してきたが、当市においては、今日まで比較的最終処分場に恵まれているものの、このまま埋立処理を継続していくと、将来的には最終処分場の確保が困難になることは明白である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するとともに、限りある資源の有効活用と、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割と責任を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場を初めとする廃棄物処理施設の延命化が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 「人間環境都市」にふさわしい環境教育の充実
- 市民参加型のごみ減量とリサイクル運動の積極的推進
- 市民・事業者・行政が一体となったごみ排出抑制、資源再利用の取り組みの促進

3 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t/年）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
容器包装廃棄物	10,538	10,477	9,509	8,396	8,345

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

今日のごみ問題は、生産、流通、消費におけるそれぞれの段階での要因が複合して発生するところにある。このため、ごみの減量を図るには、市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、排出抑制に取り組んでいく必要があると考え、その役割分担は次のとおりとする。

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出量を現状より増やさないように努める ・修理して大切に使う生活習慣確立などライフスタイルの見直しを図るように努める ・買い替え時には、市の処理が困難となる不用品を販売店等に引き取ってもらうよう努める ・使い捨て商品の使用を自粛し、過剰包装の辞退などに努める ・買い物に際しては、買物かご、買物袋などを持参するように努める ・トイレトペーパーなどは再生品を使用するように努める
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の回収体制の整備など自己処理を積極的に進めるとともに、排出抑制など減量化を念頭に置いた事業活動を行うように努める ・トレイ・ペットボトルなど使い捨て容器の使用抑制と自主回収、資源化に努める ・バラ売りの拡大や過剰包装の抑制、包装の簡素化に努める ・再生可能な容器は、再利用を行うとともに、梱包材など流通包装廃棄物の回収・再利用に努める ・製品などが廃棄物となった場合にその適正処理が困難とならないようにするとともにリサイクル可能な商品の販売に努める ・市民が耐久消費財などの買い替えに際しては、市の処理困難となる不用品を引き取るとともに、修理体制を充実させる ・リターナブル容器、再生資源、再生製品の積極的な利用に努める ・ノーレジ袋運動を推進する ・上質古紙の自主回収、資源化に努める
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、排出抑制を含めた減量に関する計画的な施策の推進に努める ・ごみの減量、再資源化について、啓蒙・広報活動を強化し、市民の意識啓発に一層努める ・ごみ問題の学習と啓発を推進するため、視聴覚教材や副読本の充実を図る。 ・事業者に対する減量化計画の策定や排出方法について指導を徹底するなど事業系ごみ排出抑制対策を講ずる ・再生可能な物の回収制度、不用品の引き取り制度等について事業者に対して指導、情報提供などを行う ・簡易包装化の促進、使い捨て商品の自粛等の抑制方策について、市民・事業者と協議のうえ検討を進める ・庁用品、公共事業における再生品の使用に一層努める

さらに、市民・事業者・行政の協力体制と連携を推進するため、次の方策を考える。

- (1) ごみ処理対策を全市的に展開するため、市民参加の廃棄物減量等推進審議会を活用する
- (2) 町内会等と連携をとり、清掃事業の普及活動を支援するネットワークをつくる
- (3) クリーン懇談会や出前講座の内容の充実を図り、市民の意見反映と意識啓発に努める
また、全市の大掃除月間等により環境美化に努める

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の種類区分（法第8条第2項第3号）

当市における最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集体制等を勘案し収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

なお、現在、分別収集をしていない紙製容器包装廃棄物については、計画期間中に分別を実施する。このために必要となる収集方法、選別・保管等中間処理のあり方などについて早急に検討し、決定する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製 茶色のガラス製容器 の容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t/年）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主としてスチール製の容器	254	272	264	239	244
主としてアルミ製の容器	185	201	208	224	205
無色のガラス製容器	325	355	352	337	360
	325 0	355 0	352 0	337 0	360 0
茶色のガラス製容器	358	391	387	370	396
	358 0	391 0	387 0	370 0	396 0
その他のガラス製容器	206	222	216	204	216
	167 39	183 39	181 35	173 31	185 31
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	20	33	46	53	65
主として段ボール製の容器	936	930	844	745	741
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	-	-	-	596	646
	- -	- -	- -	596 0	646 0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器	447	475	460	431	437
	447 0	475 0	480 0	431 0	437 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色トレイ含む）	2,452	2,528	2,376	2,297	2,365
	2,452 0	2,528 0	2,376 0	2,297 0	2,365 0
（うち白色トレイ）	0	0	0	0	0
	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ①直近年度の分別基準適合物量の積算
- ②容器包装廃棄物の見込み量を積算（＝ごみ質別排出量×組成分析結果構成比）
- ③容器包装廃棄物の排出見込み率の積算（＝（①＋②－残渣量）÷ごみ量）
- ④分別基準適合物の排出見込み量の積算（＝各年度ごみ見込み量×③）
- ⑤分別基準適合物見込み量の積算（＝④×分別排出率）

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

平成22年4月より、プラスチック製容器包装の分別収集を実施した。

また、段ボールについては、既存の奨励金制度の内容を再検討するなど、町内会等の住民団体による集団回収での取組みを積極的に支援し、集団回収団体により分別収集を実施する。

なお、紙製容器包装についても、計画期間中に分別収集を実施する予定だが、当面は集団回収も含めた中での資源化の方策を検討していく。

分別収集の実施主体

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
金 属	スチール製容器	缶 類	委託業者の指定日回収	市
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者の指定日回収	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者の指定日回収	市
	段ボール	段ボール	住民団体による集団回収	民間業者
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	未 定	未 定
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者の指定日回収	市
	その他プラスチック製容器 包装(白色トレイ含む)	プラスチック 製容器包装	直営による指定日回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、本市では、缶・びん・紙パック・ペットボトルを資源物として分別収集し、資源化センターで民間委託し、選別・圧縮・梱包・保管している。

プラスチック製容器包装廃棄物については、資源物として分別収集し、民間業者で選別・圧縮梱包保管等中間処理を行う。

また、段ボールについては、現在、実施している町内会等の住民団体による集団回収での取組みによる資源化を図り、また、紙製容器包装については、施設の整備などについて検討し、本計画期間での分別収集を実施する。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	缶 類	推奨透明袋	4tパッカー車	資源化センター (選別・圧縮・保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	推奨透明袋	4tパッカー車	資源化センター (選別・保管施設)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで縛る	4tパッカー車	資源化センター (保管施設)
段ボール	段ボール	民間業者の住民団体による集団回収		
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	未 定	未 定	未 定
ペットボトル	ペットボトル	推奨透明袋	4tパッカー車	資源化センター (圧縮・梱包・保管施設)
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	推奨透明袋	4tパッカー車	民間業者 (圧縮・梱包・保管施設)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

(1) 減量化・資源化等についての審議の推進

一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、市民・経済団体・市民活動団体等で構成される「苫小牧市廃棄物減量等推進審議会」（平成7年9月設置）に、廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の分別収集を効率的に進めていくため、廃棄物の減量化・資源化等に関する意見を求めるなど、推進体制の活用を図る。

(2) 集団回収の推進

町内会及び各種団体等における自発的な集団回収を推進し、効率的に実施されるよう、回収団体の登録を行い、団体の実態を把握するとともに団体相互の情報交換と連携強化を図る。

また、奨励金制度の内容を再検討するなどして回収の促進を図る。

(3) 意識啓発活動

分別排出及び排出抑制に関するパンフレットの作成・配布、ホームページや広報紙への掲載などPR活動のほか、クリーン懇談会や出前講座の実施により、廃棄物に対する市民の理解を深め分別意識の浸透を図るなど、市民の分別・適正排出やリサイクルに関する意識啓発に努める。

(4) 環境教育の推進

小中学校の副読本や啓蒙ビデオを作成し、教育現場における環境教育の推進を図る。

(5) リサイクルプラザの市民開放による意識啓発

ごみの減量とリサイクルについての情報収集のほか、リサイクル体験や学習のできる場として、また粗大ごみ修理品の展示・販売や、リサイクル製品、環境学習教材の展示のほか、リサイクル活動団体のイベント開催や交流の場として、リサイクルプラザを市民開放し、リサイクルに関する市民の意識啓発を図る。

(6) 事業系ごみの分別の徹底

現在、許可業者により収集されている事業系のごみに関し、許可業者、事業所等に対し分別の徹底を呼びかけ、資源物の有効活用の協力を求める。

また、多量に排出する事業者に対して計画の作成・提出を求め事業系ごみの減量につなげる。